

「男女が共に生きるまち八王子プラン(第3次)2019 改定版」の主な変更点

1 重点課題の整理

中間改定前の「めざす姿2」の「重点課題2 女性の性と生殖に関する健康と権利の確立」の各施策の取組を「重点課題4 困難な状況に置かれている方が安心して暮らせる環境づくり」(P49)と「重点課題5 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の確立」(P54)に分け、取組を整理した。内容については、以下のとおりである。

- (1) 重点課題4：困難な状況に置かれている方が安心して暮らせる環境づくり
【施策】困難な状況に置かれている方への支援
【施策の方向】
 - ⑯ 女性のための相談の実施及び関係機関との連携
 - ⑰ 性の商品化やセクシュアル・ハラスメント等性暴力の防止に向けた意識啓発と情報提供
 - ⑱ 性の多様性を尊重する意識啓発と理解の促進
- (2) 重点課題5：生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の確立
【施策】生涯を通じた性と生殖に関する意識啓発と健康支援
【施策の方向】
 - ⑲ ライフステージに応じた女性の健康支援の充実
 - ⑳ 性にかかわる健康と妊娠・出産について小中学生への意識啓発と情報提供
 - ㉑ 妊娠・出産にかかわる健康についての意識啓発と支援の充実

2 指標・数値目標の一部変更

- (1) 「市の職員昇任選考における女性職員の受験率」について、女性の参画率を明確にするため、指標4「市の女性管理職の割合」(P24)に変更した。なお、この指標については、平成28年4月に策定した、女性活躍推進法に基づく本市の特定事業主行動計画の目標値に設定している。
- (2) 指標11「理想の生活と現実の生活が一致している人の割合」(P26)について、市政世論調査で毎年調査しているため、その数値を指標とする。また、目標値についても、これまでの40%を既に超えているので、50%に引き上げた。
- (3) 「認可保育所入所申込児童数に占める待機児童数の割合」について、割合ではなく実数を示した方がより実態が明確となり指標に適していると考え、指標13「保育施設の待機児童数」(P26)に変更した。また、平成27年4月、子ども子育て支援新制度の導入により、入所対象施設が認可保育所だけでなく、認定こども園や地域型保育事業に広がったため、「認可保育所」から「保育施設」に表現を変更した。

3 今後の方向性についての記述の追加

このプランの計画期間において、本市における男女共同参画をさらに推進していくため、以下の内容を追記した。

- (1) 「Ⅰ 計画の改定にあたって」の「2 計画改定の背景」の「(2) 男女共同参画を取り巻く動向」に、「④地方公共団体の動き」(P 11)を追記した。
 - ア 男女共同参画都市宣言の実施状況について
 - イ 男女共同参画に関する条例制定状況について
 - (ア) 中核市54市のうち、44市が条例を制定している。
 - (イ) 多摩地域26市のうち、13市が条例を制定している。
- (2) 「Ⅲ 計画の内容」の「男女共同参画の推進」(P 72)に、中核市等の状況を踏まえ、本市の男女共同参画施策の推進の方向を示すため、「社会情勢の変化やこれに伴う市民からの要望等に対して、地域の実情を踏まえた幅広い検討を行い、課題を整理していくことが必要となってきます。」との文言を追記した。

4 持続可能な開発目標(SDGs)の項目(コラム)の追記(P 12、13)

- (1) 持続可能な開発目標(SDGs)との関わり
- (2) 本計画に特に関連の深いSDGsの項目